

**改正**

平成13年4月1日

平成16年6月11日

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（昭和57年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

**第2条** 補助の対象となる団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年3月1日制定）の規定に基づき小金井市社会教育関係団体として登録してから1年以上の実績を持ち、かつ、構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学している団体（以下「団体」という。）とする。

（補助対象事業）

**第3条** 補助の対象となる事業は、原則として社会教育を主たる目的とし、かつ、一般市民を対象にした事業で、おおむね次に掲げるものとする。

- （1） 各種講演会、講習会、大会等の事業
- （2） スポーツ、レクリエーション等の事業
- （3） 芸能文化活動等の事業
- （4） 調査研究の発表事業及び資料作成事業
- （5） その他社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項の補助対象事業は、1団体につき年間1事業とし、5回の補助を限度として見直しを行うものとする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

**第4条** 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1） 報償費（謝礼）
- （2） 消耗品費

- (3) 印刷製本費
- (4) 役務費（通信運搬費）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他必要と認めたもの

（補助金交付額）

**第5条** 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

**第6条** 補助事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（交付申請）

**第7条** 補助金の交付を受けようとする団体は、当該年度の4月30日までに社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 補助事業等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の活動報告書
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前々年度の収支決算書
- (5) 会報又はそれに準ずる機関紙等
- (6) その他必要書類

（交付決定等）

**第8条** 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が規則第3条に定める基本原則及び法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか金額の算定に誤りがないか等を調査し、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

**第9条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは社会教育関係団体補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは社会教育関係団体補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

**第10条** 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(団体の責務)

**第11条** 団体は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、団体は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 団体は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

**第12条** 団体が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業等計画変更申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、補助事業等計画変更(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により、団体に通知しなければならない。

(事故報告)

**第13条** 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、団体に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

**第14条** 団体は、補助事業完了後2か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに補助事業等実績報告書(様式第6号)に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、提出期限を延長することができる。

(実績報告書の審査等)

**第15条** 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付

した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

- 2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、団体に社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて団体に返還を請求しなければならない。

（是正のための措置）

**第16条** 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを団体に命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

**第17条** 市長は、団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、団体について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第1項の規定により取消しをした場合は、社会教育関係団体補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

**第18条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて社会教育関係団体補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

**第19条** 団体が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- （1） 不動産及びその従物
- （2） 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの

(3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの

(関係書類の保管)

**第20条** 市長は、団体に対して、収入、支出その他の関係書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間を限度として保管を義務付けることができる。

**付 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（昭和57年4月1日制定）によって行われた補助金の申請及び決定は、この要綱による改正後の小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に基づいて行ったものとみなす。

3 平成12年度の交付申請の期限は、新要綱第7条の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

**付 則**（平成13年4月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

**付 則**（平成16年6月11日）

(施行期日等)

1 この要綱は、平成16年6月11日から施行し、この要綱による改正後の小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の補助回数に係る規定は、平成16年度の補助事業から起算して適用する。

3 平成16年度の交付申請の期限は、第7条の規定にかかわらず、平成16年7月15日までとする。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第14条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第17条関係)

様式第9号 (第18条関係)